

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年-29 (27.10.29)	総 務	<p>マイナンバーの慎重かつ厳正な取り扱いについて</p> <p>▶陳情の詳細</p> <p>マイナンバー制度が始まってしまった。ヒトである我々に、まるで管理された動物のごとく番号を振られる。税と社会保障分野などでの円滑な運用のためだと言われるが、番号と、他の情報が結びつけば簡単に個人情報となりえ、漏洩のリスクが大きく、その管理は、行政各部において、慎重かつ厳格になされなければならない。</p> <p>全国各地では、市民に発行した住民票に、誤って番号が記載されたケース（茨城県取手市）や、マイナンバーの記載された証明書が、別人に交付されたケース（横浜市）など、多くの漏洩事案が報告されている。国民として、不安に思う人も多いだろう。</p> <p>目隠しで覆われているわけでもなく、ナンバーを見るのにパスワードが必要なわけでもない。このような不完全な状態で、国民的コンセンサスが得られていないまま制度を始めた国については、糾弾されなければならない。各市町村・各都道府県の担当部局は、それはもう、制度開始に間に合わせるため、大変だったことと思う。</p> <p>やはり、ヒトが作業する以上、ミスはどうしても起きてしまう。そのミスをしても大丈夫なように、二重のロックをかけるなど、なされているべき保護措置がとられないため、このようなことが起きてしまうのである。</p> <p>ところで、厚生労働省のマイナンバー関連のシステム設計業務委託の入札にあたっては、その室長補佐が収賄をしていたとも報じられている。企画コンペ方式の随意契約において、業者選定に影響力を行使できる者の不正である。報道によれば、本来は国の担当部局が準備すべき仕様書を、受注を望んでいた入札業者に作らせていたという。このようなことがあると、やはり、「マイナンバーも、利権とか特定産業を潤すための国策だつ</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

たのではないか」との批判があってもやむをえない。これからこの制度が永続的に続くかどうかは不明だが、少なくとも暫定的措置として、鳥取県においても、マイナンバー制度につき、漏洩防止の措置をとられ、慎重かつ適切な対応がなされるべきである。国においても同様であり、この旨、意見書の提出を賜りたい。また、可能であるならば、仮に漏洩事案が起きた場合については、当該自治体のみならず、国も、個人に対し、自治体と連帶して、一定額の賠償をなすべきことについても、意見書に追加願いたい。

▶陳情事項

主位的陳情事項として、マイナンバー制度につき、鳥取県において慎重かつ厳正な対応をなされるべきことをお願いしたい。また、同旨について、国に意見書の提出をすることをお願いしたい。また、追加的・副位的陳情事項として、仮に漏洩事案が起きた場合については（特に法定受託事務の場合）、当該自治体のみならず、国も、個人に対し、市町村と連帶して、一定額の賠償をなすべきことについても、意見書に追加願いたい。